

◇構造改革特別区域法の一部を改正する法律(法律第六〇号(内閣官房))

1 次に掲げる法律の特例に関する措置を追加することとした。

(一) 医療法等の特例

認定構造改革特別区域においては、株式会社が自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することができることとした。(第一八条関係)

(二) 教育職員免許法の特例

認定構造改革特別区域においては、都道府県教育委員会が行っている特別免許状の授与について、市町村の教育委員会も行うことができることとした。(第一九条関係)

(三) 漁港漁場整備法等の特例

認定構造改革特別区域においては、国又は地方公共団体が行政財産である特定漁港施設を貸し付けることができることとした。(第二一条関係)

(四) 狂犬病予防法の特例

認定構造改革特別区域を設定した市町村の長は、狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留等について、必要な経費等を自ら負担することを条件に、行うことができることとした。(第二三条関係)

2 この法律は、平成一六年一〇月一日から施行することとした。

◇文化財保護法の一部を改正する法律(法律第六一号)(文部科学省)

1 文化的景観の保護

(一) 文化財の定義に、文化的景観(地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの)を新たに追加することとした。(第二条関係)

(二) 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法に規定する景観計画区域又は景観地

区内にある文化的景観であつて、当該都道府県又は市町村が保存のために必要な措置を講じているものうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができることとした。(第一三四条関係)

(三) 重要文化的景観がその価値を失つた場合は、文部科学大臣は、その選定を解除することができることとした。(第一三五条関係)

(四) 重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者等は、文化庁長官に届け出なければならぬこととした。(一三六条関係)

(五) 管理が適当でないため重要文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、所有者等に対し、管理に必要措置を勧告することができることとする。特に必要があると認めるときは、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができることとした。(第一三七条関係)

(六) 重要文化的景観の現状変更等をしようとする者は、文化庁長官に届け出なければならぬこととし、重要文化的景観の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、必要な指導、助言又は勧告をすることができることとした。(第一三九条関係)

(七) 文化庁長官は、必要があるときは、所有者等に対し、重要文化的景観の現状等につき報告を求めることができることとした。(第一四〇条関係)

(八) 文部科学大臣は、重要文化的景観の選定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権等を尊重するとともに、国土の開発その他公益との調整等に留意しなければならないこととし、文化庁長官は、勧告等をしようとするときは、関係各省各庁の長と協議しなければならないこととした。(第一四一条第一項及び第二項関係)

(九) 国は、重要文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理等について都道府県又は市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができることとした。(第一四一条第三項関係)

2 民俗技術の保護
民俗文化財(の定義に民俗技術を新たに追加することとした。(第二条関係))

3 登録制度の拡充
(一) 登録有形文化財制度の拡充
登録有形文化財制度を、建造物以外の有形文化財にも拡充することとした。(第三章第二節関係)

(二) 登録有形民俗文化財制度及び登録記念物制度の創設
有形の民俗文化財及び記念物について、登録有形文化財制度と同様の登録制度を創設することとした。(第九〇条、第一三二条及び第一三三条関係)

4 文化審議会への諮問
文部科学大臣は、重要文化的景観の選定等並びに登録有形民俗文化財及び登録記念物の登録等について、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならないこととした。(第一五三条関係)

5 国に関する特例
重要文化的景観並びに登録有形民俗文化財及び登録記念物について、国に関する所要の特例を定めることとした。(第二章第二節関係)

6 罰則
重要文化的景観並びに登録有形民俗文化財及び登録記念物の現状変更等の届出等の規定に違反した者等に対する過料を定めることとした。(第二〇一条、第二〇三条関係)

7 この法律は、平成一七年四月一日から施行することとした。

◇刑事訴訟法等の一部を改正する法律(法律第六二号)(司法制度改革推進本部)

1 争点及び証拠の整理手続

(一) 裁判所は、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができることとした。(第三一六条の二関係)

(二) 検察官は、公判前整理手続において、裁判所及び被告人又は弁護人に、公判期日において証拠により証明しようとする事実を明らかにするとともに、被告人又は弁護人

に、その証明のために取調べを請求した証拠を開示するほか、検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な一定類型の証拠について、開示の必要性及び弊害を勘案して相当と認めるときは開示しなければならないこととした。(第三一六条の一三)第三一六条の一五(関係)

(三) 被告人又は弁護人は、(二)の証拠の開示等を受けた場合に、公判期日においてそのことを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に、これを明らかにしなければならないこととした。(第三一六条の一七(関係))

(四) 検察官は、被告人又は弁護人が明らかにした主張に関連する証拠について、開示の必要性及び弊害を勘案して相当と認めるときは開示しなければならないこととした。(第三一六条の一〇(関係))

(五) 裁判所は、公判前整理手続において、証拠開示に関する裁定、事件の争点の整理、公判期日において取り調べる証拠及びその順序の決定等を行うこととした。(第三一六条の五及び第三一六条の二四、第三一六条の二七(関係))

(六) 第一回公判期日後においても、期日間整理手続において、公判前整理手続と同様の手続を行うことができることとした。(第三一六条の二八(関係))

(七) 検察官及び被告人又は弁護人は、やむを得ない事由によって公判前整理手続又は期日間整理手続において請求することができなかったものを除き、当該手続が終わった後に、証拠調べを請求することができないこととした。(第三一六条の三三(関係))

2 被告人若しくは弁護人又はこれらであった者は、検察官から開示された証拠の複製等を、被告事件の審理の準備等の目的以外の目的で、人に交付等してはならないものとし、所要の罰則を整備することとした。(第二二一条の四及び第二二一条の五(関係))

3 裁判所は、審理に二日以上を要する事件については、できる限り、連日開廷し、継続して審理を行わなければならないこととした。(第二二一条の六(関係))

4 裁判所は、検察官又は弁護人に対し、公判期日への出頭を命じ、これに従わなかった者は、過料に処することができるものとするなど、その訴訟指揮の实效性を担保するための所要の規定を整備することとした。(第二二七条の二、第二二九条及び第二九五条(関係))

5 即決裁判手続

(一) 検察官は、争いのない簡易明白な事件について、被疑者の同意等がある場合に、公訴提起と同時に、即決裁判手続の申立てをすることができることとした。(第三五〇条の二(関係))

(二) 裁判所は、即決裁判手続の申立て後、できる限り早い時期に公判期日を開き、同期日において、被告人が有罪である旨の陳述をしたときは、同手続によることが不相当と認める場合を除き、同手続によって審判をする旨の決定をし、簡易な方法による証拠調べを行った上、原則として即日判決を言い渡さなければならないこととした。(第三五〇条の七、第三五〇条の一〇及び第三五〇条の二三(関係))

(三) 即決裁判手続において、懲役又は禁錮の言渡しをする場合には、その刑の執行猶予の言渡しをしなければならないが、また、当該判決の罪となるべき事実の誤認を理由とする上訴をすることができることとした。(第三五〇条の一四、第四〇三条の二及び第四一三条の二(関係))

6 国選弁護人制度の整備

(一) 被告人に対する国選弁護人の選任制度

(1) この法律により弁護人を要する場合を除いて、被告人が国選弁護人の選任の請求をするには、資力申告書を提出しなければならないこととした。(第三六条の二(関係))

(2) この法律により弁護人を要する場合を除いて、その資力が基準額以上である被告人が国選弁護人の選任の請求をするには、あらかじめ、その請求をする裁判所

の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に私選弁護人の選任の申出をしていなければならないこととした。(第三六条の三(関係))

(二) 被疑者に対する国選弁護人の選任制度

(1) 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧乏その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならないこととした。(第三七条の二(関係))

(2) 被疑者が国選弁護人の選任の請求をするには、資力申告書を提出しなければならないこととし、また、その資力が基準額以上である被疑者が国選弁護人の選任の請求をするには、あらかじめ、その勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に私選弁護人の選任の申出をしていなければならないこととした。(第三七条の三(関係))

(3) (1)の選任の対象となる事件の範囲を、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件に改正することとした。(第三七条の二(関係))

(三) 弁護人選任権の告知等について所要の規定を整備することとした。(第二〇三条、第二〇五条、第二〇七条及び第二二二条(関係))

二 検察審査会法の一部改正(関係)

1 検察審査会は、審査を行うに当たり、法律に関する専門的な知見を補う必要があると認めるときは、弁護士の中から審査補助員を委嘱することができることとし、所要の規定を整備することとした。(第三九条の二、第三九条の四(関係))

2 検察審査会が起訴を相当とする議決をした場合において、検察官が当該議決に係る事件について改めて不起訴処分をしたときは、当該検察審査会は、当該不起訴処分の可否を審査し、起訴議決をすることができることとした。(第四一条の二及び第四一条の六(関係))

3 2の起訴議決がなされたときは、裁判所が指定した弁護士が、検察官として、起訴議決に係る事件について公訴を提起し、その維持に当たることとした。(第四一条の九及び第四一条の一〇(関係))

4 検察審査員等の秘密漏示罪等の罰則について所要の規定を整備することとした。(第四三条、第四五条(関係))

三 少年法の一部改正(関係)

少年の被疑者に国選弁護人が付された場合について所要の規定を整備することとした。(第四二条、第四五条、第四五条の三(関係))

四 この法律は、一、二、三、四については公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、一、五及び六(三)を除く。並びに三については公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、一、六(三)及び二については一部の規定を除き、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行することとした。

◇裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(法律第六三号)(司法制度改革推進本部)

1 総則

(一) 趣旨

この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に参与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法及び刑事訴訟法の特則その他の必要な事項を定めるものとした。(第一条(関係))

(二) 対象事件及び合議体の構成

(1) 地方裁判所は、次に掲げる事件(以下「対象事件」という。)については裁判員の参加する合議体で取り扱うこととした。

イ 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

ロ 裁判所法第二六条第二項第二号に掲げる事件であつて、故意の犯罪行為により被告人を死亡させた罪に係るもの(イに該当するものを除く。)

2

(一) 裁判員

裁判員の職権行使の独立、義務、補充裁判員等について所要の規定を整備することとした。(第八条、第十二条関係)

(二) 総則

裁判員の関与する判断を断ずるための審理は構成裁判官及び裁判員で行い、それ以外の審理は構成裁判官のみで行うこととした。(第六条関係)

(3)

裁判員の関与する判断を断ずるための審理は構成裁判官及び裁判員で行い、それ以外の審理は構成裁判官のみで行うこととした。(第六条関係)

(2)

次に掲げる裁判所の判断は、構成裁判官の合議によることとした。
イ 法令の解釈に係る判断
ロ 訴訟手続に関する判断(家庭裁判所への移送の決定を除く。)

(1)

裁判官及び裁判員の権限
裁判官の参加する合議体で事件を取り扱う場合において、刑の言渡し、刑の免除若しくは無罪の判決又は家庭裁判所への移送の決定に係る裁判所の判断(2)のイ及びロを除く)のうち次に掲げるもの(以下「裁判員の関与する判断」という)は、その合議体の構成員である裁判官(以下「構成裁判官」という)及び裁判員の合議によることとした。

イ

事実の認定
法令の適用
刑の量定

ロ

次に掲げる裁判所の判断は、構成裁判官の合議によることとした。
イ 法令の解釈に係る判断
ロ 訴訟手続に関する判断(家庭裁判所への移送の決定を除く。)

ハ

その他裁判員の関与する判断以外の判断

断

裁判員の関与する判断を断ずるための審理は構成裁判官及び裁判員で行い、それ以外の審理は構成裁判官のみで行うこととした。(第六条関係)

(2)

裁判員の参加する合議体の裁判官の員数は三人、裁判員の員数は六人とし、裁判官のうち一人を裁判長とすることとした。ただし、裁判所は、一定の要件の下で、裁判官一人及び裁判員四人の合議体で審理裁判員をする旨の決定をすることができるとした。(第二一条関係)

(三)

対象事件からの除外
地方裁判所は、対象事件について、裁判員その親族等の生命、身体等に危害が加えられるなどのおそれがあり、そのため裁判員が畏怖し、裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であると認めるときなどには、裁判官の合議体で取り扱う決定をすることとした。(第三条関係)

(四)

裁判官及び裁判員の権限
裁判官の参加する合議体で事件を取り扱う場合において、刑の言渡し、刑の免除若しくは無罪の判決又は家庭裁判所への移送の決定に係る裁判所の判断(2)のイ及びロを除く)のうち次に掲げるもの(以下「裁判員の関与する判断」という)は、その合議体の構成員である裁判官(以下「構成裁判官」という)及び裁判員の合議によることとした。

3

(一) 選任

裁判員の選任資格等
裁判員の選任資格、欠格事由、就職禁止事由、辞退事由、不適格事由等について所要の規定を整備することとした。(第三一条、第一九条関係)

(2)

裁判員候補者名簿の調製等
裁判員候補者名簿の調製、裁判員候補者の呼出し、出頭義務、質問票等について所要の規定を整備することとした。(第二〇条、第三一条関係)

(3)

裁判員等選任手続
裁判員等選任のための手続の列席者、方式、同手続における裁判員候補者に対する質問等、理由を示さない不選任請求、選任決定等について所要の規定を整備することとした。(第三二条、第四〇条関係)

(4)

解任等
裁判員等の解任、追加選任、任務の終了について所要の規定を整備することとした。(第四一条、第四八条関係)

(二)

裁判員の参加する裁判の手続
裁判官の負担に対する配慮
裁判官、検察官及び弁護士は、裁判員の負担が過重なものとならないようにしつつ、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように、審理を迅速で分かりやすいものとするに努めなければならないこととした。(第五一条関係)

(三)

出頭義務等
裁判員等の出頭義務、公判期日等の通知、開廷の要件、冒頭陳述に当たつての義務等について所要の規定を整備することとした。(第五二条、第五五条及び第六三条関係)

(四)

証人等に対する尋問等
裁判員は、その関与する判断に必要な事項について、証人等、被害者又は被告人に対して尋問又は質問をすることができるとしたほか、所要の規定を整備することとした。(第五六条、第五九条関係)

(五)

裁判員等の審理立会い
裁判所は、裁判員の関与する判断をするための審理以外の審理についても、裁判員及び補充裁判員の立会いを許すことができることとした。(第六〇条関係)

(六)

公判手続の更新
新たに合議体に加わつた裁判員があるとき、公判手続の更新について所要の規定を整備することとした。(第六一条関係)

4

評議
裁判員の関与する判断のための評議は、構成裁判官及び裁判員が行うこととしたほか、裁判長は、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならないことなど所要の規定を整備を行うこととした。(第六六条関係)

(一)

評議
裁判員の関与する判断は、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見によることとしたほか、所要の規定を整備を行うこととした。(第六七条関係)

(二)

構成裁判官による評議
構成裁判官の合議によるべき判断のための評議の傍聴を裁判員に許し、裁判員の意見を聴くことができることとしたほか、所要の規定を整備を行うこととした。(第六八条関係)

(三)

補充裁判員の傍聴等
補充裁判員の評議の傍聴、補充裁判員からの意見聴取について所要の規定を整備を行うこととした。(第六九条関係)

(四)

評議の秘密
構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたものの経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数は漏らしてはならないこととした。(第七〇条関係)

(五)

裁判員等の保護のための措置
労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止、裁判員等を特定するに足りる情報の公表の禁止、裁判員等に対する接触の規制について、所要の規定を整備することとした。(第七一条、第七三条関係)

5

6

最高裁判所による運用状況の公表等について所要の規定を整備することとした。(第七四條、第七六條関係)

7

裁判員等に対する請託罪、威迫罪、裁判員等による秘密漏示罪について定めたほか、罰則及び過失について所要の規定を整備することとした。(第七七條、第八四條関係)

8

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◆

国稅通則法施行令の一部を改正する政令(政令第一八三号)(財務省)
1 電子情報処理組織を利用する方法により納税証明書の交付を請求する場合の手数料の額を三七〇円(改正前四〇〇円)とすることとした。(第四二条関係)

◆

証券取引法施行令の一部を改正する政令(政令第一八四号)(金融庁)
1 開示用電子情報処理組織による手続の特例等の規定を整備(第一四條の一〇、第一四條の一、第一四條の一の二及び第一四條の一の二関係)
(一) 開示用電子情報処理組織を使用して行う電子開示手続について、証券取引法の本則の規定の施行に伴い、所要の規定を整備を行うこととした。

(二)

開示用電子情報処理組織を使用して行う電子開示手続及び任意電子開示手続の金融庁長官の承認等の権限について、所要の規定を整備を行うこととした。
この政令は、平成一六年六月一日より施行することとした。

◆

証券取引法施行令の一部を改正する政令(政令第一八四号)(金融庁)
1 開示用電子情報処理組織による手続の特例等の規定を整備(第一四條の一〇、第一四條の一、第一四條の一の二及び第一四條の一の二関係)
(一) 開示用電子情報処理組織を使用して行う電子開示手続について、証券取引法の本則の規定の施行に伴い、所要の規定を整備を行うこととした。

(二)

開示用電子情報処理組織を使用して行う電子開示手続及び任意電子開示手続の金融庁長官の承認等の権限について、所要の規定を整備を行うこととした。
この政令は、平成一六年六月一日より施行することとした。

◆

証券取引法施行令の一部を改正する政令(政令第一八四号)(金融庁)
1 開示用電子情報処理組織を利用する方法により納税証明書の交付を請求する場合の手数料の額を三七〇円(改正前四〇〇円)とすることとした。(第四二条関係)

◆

証券取引法施行令の一部を改正する政令(政令第一八四号)(金融庁)
1 開示用電子情報処理組織を利用する方法により納税証明書の交付を請求する場合の手数料の額を三七〇円(改正前四〇〇円)とすることとした。(第四二条関係)

◆

証券取引法施行令の一部を改正する政令(政令第一八四号)(金融庁)
1 開示用電子情報処理組織を利用する方法により納税証明書の交付を請求する場合の手数料の額を三七〇円(改正前四〇〇円)とすることとした。(第四二条関係)

◆

証券取引法施行令の一部を改正する政令(政令第一八四号)(金融庁)
1 開示用電子情報処理組織を利用する方法により納税証明書の交付を請求する場合の手数料の額を三七〇円(改正前四〇〇円)とすることとした。(第四二条関係)

◆

証券取引法施行令の一部を改正する政令(政令第一八四号)(金融庁)
1 開示用電子情報処理組織を利用する方法により納税証明書の交付を請求する場合の手数料の額を三七〇円(改正前四〇〇円)とすることとした。(第四二条関係)